



本稿は、帝京大学経済学部（廣田 功学部長）紀要「帝京経済学研究」第44巻第1号（2010年12月刊）に掲載された論文を、許可を得て転載するものです。再掲に当って、一部加除訂正が行われていることを付記します。

# 観光統計のはなし

～始まりと現状と今後の展望～

国際観光研究家 石井 昭夫  
(前 帝京大学教授)

はじめに

## 1. 観光統計小史

パスポートとビザ

ツーリスト移動論

イタリアの外客統計

観光統計の発展

- 1) 公的観光機関国際同盟 (IUOTO) の設立
- 2) 国際観光客の定義
- 3) 観光統計のためのオタワ会議
- 4) 観光統計に関する新ガイドラインの策定
- 5) ツーリズム・サテライト・アカウント (T S A)
- 6) 2008年の新勧告

## 2. 現行の観光統計のコンセプト

観光統計の種類

観光客の現行定義

## 3. 来訪外客統計の現状

来訪外客の定義と分類

どのようなデータを収集するか

収集の場所：国境統計と宿泊施設統計

国籍別統計と居住国別統計

## 4. 来訪外客統計以外の諸統計

自国民（居住者）の外国旅行統計

国内観光統計

T S A と観光消費額調査

## 5. 観光統計の新時代へ（むすび）

## はじめに

観光統計は、国家が作成する統計の中では異質の存在である。観光統計には二つの側面があり、ひとつは人の往來を計量するもの、もう一つは人の往來のもたらず経済効果を計量しようとするものである。人の往來については、様々な属性や目的を持つ観光客の任意の行動を何らかの手段によって分類・計量するものであるから、データ収集の手法や内容を統一することが困難で、時には比較し得ないものを無理に比較せざるを得ないこともある。それぞれの国情や地理的条件による内容や精度の差も大きい。

観光統計の最初の試みは国際観光を対象とし、入出国管理の副産物を利用することから始まったが、国際往來の量と自由度の拡大とともに実際の往來の計量は困難となった。日本のような島国なら人の往來のチェックが比較的容易で、データの精度も高いが、開放的な陸路で国境を接する国々での国境統計は著しく困難で、宿泊施設到着統計か、抽出調査によって推計するしか方法がない。とくに人の往來が完全自由化したEU諸国では、国際観光も国内観光と同じになり、新たな統計の枠組みの創造を迫られている。

観光の経済的効果の測定はさらに難しい。国際観光については、各国が中央銀行決済(IMF)方式による国際観光収支を報告してきたが、通貨交換記録の集計による収支は、為替の自由化が進んだ今日では実態とのずれが大きくなり、やはり新しい推計方法の開発が必要となった。また、観光の経済的影響は、規模としては国内観光の方が大きく、国際収支とは別に国内観光の国家経済への貢献度について測定する試みが始まり、国民経済計算(SNA)の付属勘定として「観光サテライト勘定」Tourism Satellite Account(TSA)の創設に向かって試作がなされつつある。

人の往來も観光による金の流れも、政府が強制的にデータを収集する手段がとりにくくなる一方で、観光産業の比重の増大とともに、観光に係わる統計・調査は質量ともに改善と充実の必要性が高まっている。行政にとっても、産業界にとっても、長期予測や開発投資の可否、マーケティング戦略決定などのために適切な情報の確保が必須であるからであり、世界レベルで根本から見直す作業が進行中である。

以下、本稿では、観光統計の始まりから今日に至る発展の経緯と今後の課題を概観し、現時点での観光統計を見る際の注意点について、来訪外客統計を中心に紹介しよう。

### 1. 観光統計小史

19世紀末から20世紀初頭にかけて国際観光客が急増したが、当時は個人のパスポート所持の義務づけがなく、観光統計といえるほどのものは存在しなかった。国際観光収入が行政や経済学者の関心を引くようになるのは第一次世界大戦後、とりわけ1929年の世界大恐慌以降の長引く不況期に、世界的に観光の外貨収入効果が注目されてからのことである。1937年に国際連盟が観光統計の基礎となる

「国際観光客」International Touristの定義を作成して比較可能な国際観光統計を目指したが、まもなく第二次世界大戦が勃発し、実際のスタートは大戦終了後となった。

### パスポートとビザ

春田哲吉著「パスポートとビザの知識」によると、フランス革命後の革命政府が外国人にパスポート所持を義務づけ、到着港や国境でビザを受けることを入国の条件としたのを皮切りに、19世紀前半にヨーロッパ諸国の間でパスポートとビザの義務づけが一般化した。しかし、19世紀中頃に国際政治が安定すると、国際往来の妨げになるという理由で廃止されていた。

それが第一次世界大戦の勃発を機に、好ましからざる者の入国を制限する目的で再開され、各国が形式も内容もばらばらのパスポートを発行した。大戦終了後、改めて入出国手続きの緩和が求められ、1920年10月、設立されたばかりの国際連盟主催による「パスポート、通関手続きおよび通し切符に関する国際会議」が開催された。同会議でパスポートの様式と記載内容を各国共通のものとすることを決め、1921年7月までに統一様式のパスポートを発給するよう勧告した。この措置はあくまで政治・行政上の目的が主で、パスポートやビザを観光統計に使用するという発想はなかったが、ともあれ、パスポート記載事項を利用して来訪外客統計を作成する道が開けたのであった。

### ツーリスト移動論

エジンバラ大学オギルヴィエ教授著「ツーリスト移動論」（1933年）によると、1927年カイロで開催された国際統計学会International Statistical Instituteにおいて、会員国32カ国に対して観光統計に関する現状を報告するよう要請がなされ、1929年の大会において回答があった24カ国について審議し、次の13カ国が内容に差はあるが観光統計を有する国と判定された。その13カ国とはオーストラリア、オーストリア、カナダ、チェコスロバキア、ドイツ、ハンガリー、イタリア、日本、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、スイス、米国であった。その時の資料と後日入手したデータにより、オギルヴィエ教授は上掲書において観光統計をめぐる問題点を整理し、11カ国について1928～1930年の統計とその収集法について紹介した。ちなみに、英仏2大国は要請に答えず、この時点での国家による観光統計の概要は紹介されていない。英国は調査票（一種のEDカード）を入国者に書かせながら、インバウンド国際観光への関心がなく、統計利用がなされていなかったため、オギルヴィエ教授自身が内務省と貿易局が持つ別種の数字を合成分析し、英国の外客統計の問題点を指摘しつつ推計数値を発表している。かくて、同書は世界レベルで本格的に国際観光統計を扱った最初の文献となった。

### イタリアの外客統計

オギルヴィエ教授の「ツーリスト移動論」（1933）に先立って、ローマ大学マリオッティ教授が大学での講義をまとめた「観光経済学講義」（1928）を刊行

している。同書はその第3章を観光統計にあて、観光客数を計量する様々な方法を比較検討している。パスポートチェック、ビザ発給数、観光・ホテル税、調査票（EDカード）などによる方法、ホテルでの旅客の申告による方法、乗車船券販売実績による推計などの可能性や問題点を解説している。この時点では、官憲の介入による統計は平時では実行困難（各国がそういう手段を取ることを前提に出来ない）と考え、ホテルでの旅客の申告と乗車船券による推計が現実的であるとし、いずれにしても複数の手段を組み合わせる推計するのが妥当であろうと結論づけている。

イタリアは観光依存度が高く、1919年には国立観光局(ENIT)を設立して外客誘致や観光統計の作成に取り組んできており、オギルヴィエ教授の「ツーリスト移動論」でも、最も進んだ統計と評価されている。同書の1930年のイタリアの外客統計を見ると、国籍別入国者数、平均滞在日数、1日平均消費額、利用交通手段などが紹介されている。ちなみに、この時点でのイタリアの外客数がどの程度だったかを経路別にみると以下のとおりであった。

入国経路	入国者総数 (人)	比率 (%)
自動車	1,020,641	79.1
汽船	123,870	9.6
飛行機	1,902	0.2
自動車	143,814	11.1

総数が130万人未満で、80%近くが車で入国する時代だから、今と比べればカウントははるかに容易であったろう。観光統計は旅客の移動中のチェックを必要とするから、移動の自由度と統計の精度ないし容易度は相関関係にある。時代とともに観光往来が増え、旅行の自由度が進展するにつれて、計量の方法も技術もこれに対応して改善して行かねばならなかった。

## 観光統計の発展

既述のとおり、本格的な観光統計は第二次世界大戦後にスタートした。戦争直後の「迷路の如き行政障害」と言われた入出国手続きの緩和を進めるとともに、比較可能な国際観光統計導入のための作業が始まった。その動きを時系列的に辿ると概要以下のとおりである。

### 1) 公的観光機関国際同盟 (IUOTO) の設立

戦後間もない1947年、各国の観光行政機関と公的観光宣伝機関、関連業界団体などを会員とする公的観光機関国際同盟 (IUOTO、「世界観光機関」の前身) が設立され、観光に係わる国連の諮問機関として機能することになった。翌1948年のIUOTOパリ総会において、各国に観光統計資料の提出が要請された (43カ国が回答)。この時の調査では、実態把握のために観光往来に関する既存資料の現物の提出を求めるとともに、第1表から第4表までの書式を決めて、可能な範囲

で記入してもらう方式をとった。その内容は、①国境調査による国籍別および居住国別観光客数および平均滞在日数、②観光目的以外の者を含む全入国者数、③国籍別または居住国別の利用運輸機関別入国者数、④外客による観光消費額、であった。その他、それらの計算方法や観光往来に係わる規制の内容（査証・通貨・配給など）などについても情報を求めている。

## 2) 国際観光客の定義

前記で得られたデータを分析し、1950年のIUOTOダブリン総会で1937年の国際連盟の定義を修正する国際訪問客International Visitorのコンセプトが提案され、1953年の国連統計委員会です承された。続いて1963年ローマで開催された「国連観光専門家会議」において、International Visitorを、①Visitor, ②Tourist, ③Excursionist（24時間未満の来訪者）の3分類とするIUOTO提案が審議され、1968年国連統計委員会によって採択された。以後長らくこの定義が使用されてきたが、後述の1993年の新ガイドラインによって改正されることになる（第2章を参照）。

## 3) 観光統計のためのオタワ会議

カウントすべき国際観光客の定義は決まったが、その集計の方法や公表の内容は各国に任せられていた。しかし、観光全般の急成長は、行政にも産業界にもより詳細かつより精度の高い統計・調査による情報の必要性を痛感させ、国連統計委員会が共通の国内観光統計や観光の経済的効果測定の手法を開発するための暫定ガイドラインを作成（1976年）し、80年代を通じて幅広い検討が行われた。その成果をもとに、1991年世界観光機関（UNWTO）とカナダ政府の共催により、オタワで「観光統計に関する国際会議」が開催され、「観光統計に関する勧告（案）」のとりまとめ作業が行われたほか、観光統計を「国際収支統計」「国民経済計算」「国際移民統計」などの国際諸統計と関連づける方法についても検討された。

## 4) 観光統計に関する新ガイドラインの策定

オタワ会議は、それ以前の観光統計の概念を全面的に改める改革案を提起した。同会議のフォローアップのための常設委員会において上記の「勧告案」が集中的に検討され、1993年、観光統計全体を体系づける「観光統計に関する勧告1993」が採択された。その内容は翌年下記の4巻のマニュアルに集大成され、1995年世界観光機関（UNWTO）によって刊行された。中でも③の「国内観光統計のデータ収集」によって、それまで等閑視されてきた国内観光統計を共通の方法で作成するガイドラインを示したことで、これにともなって観光統計に必要な諸定義も基本的に国際観光、国内観光に共通のものとしたことが大きな変化であった。これらが現在までの観光統計の指針となっている。

### ①観光統計の概念、定義、分類

Concepts, Definitions and Classifications for Tourism Statistics

### ②観光消費額統計のデータ収集

## Collection of Tourism Expenditure Statistics

### ③国内観光統計のデータ収集

#### Collection of Domestic Tourism Statistics

### ④観光統計のデータの収集と統計表の作成

#### Collection and Compilation of Tourism Statistics

## 5) ツーリズム・サテライト・アカウント (TSA)

オタワ会議では、観光往来の計量とは別に、観光産業の経済的影響を測定する方法を開発するため、国民経済計算の付属勘定としてTourism Satellite Account (TSA) を作成する勧告が行われた。TSAは1995年から精力的に検討され、1999年開催の「観光の経済的効果測定に関する世界会議 World Conference on the Measurement of the Economic Impact of Tourism」(於ニース)において「TSA作成のガイドライン Recommended Methodological Framework (TSA-RMF2000)」が採択され、「TSA開発のためのマニュアル」(2巻)として刊行された。第1巻は需要側からの推計方法を解説したものであり、第2巻は供給側からの推計方法と両者を合わせた「観光GDP」ともいうべきTSAの作成について解説したものである。各国はこれらに基づいて逐次TSAの試作を始め、現在に至っている。

## 6) 2008年の新勧告

1993年のガイドライン導入以来、多くの検討と試行が重ねられてきた。それらを踏まえ、さらなる進展を目指して現行ガイドラインを修正し、併せてTSA作成に向けて本格的に踏み出す勧告がまとめられた。

新ガイドライン2008は、2010年から始動するとされている。

## 2. 現行の観光統計のコンセプト

国連統計局とUNWTOが刊行した「1995年の観光統計マニュアル」（1993年勧告）が、現時点での観光統計に係わる公式の定義・分類であり、推奨するデータ収集の方法である。

### 観光統計の種類

マニュアルは、次の3種の観光統計を区別して定義づけ、それぞれに「観光消費額Tourism Expenditure 統計」が対応している。

- ①来訪外客統計Inbound Tourism（国外に住む人の自国への来訪に関する統計）
- ②自国民の外国旅行統計 Outbound Tourism（自国居住者の外国旅行に関する統計）
- ③国内観光統計Domestic Tourism（国・地域の域内観光統計）
- ④上の3統計のそれぞれに対応する観光消費額統計Tourism Expenditure

①～③の統計は、目的によって組み合わせで使用されることがあり、その際の用語の定義は、それぞれの内容との関連で以下のとおりとされた。

#### 1) 国際観光International Tourism

①来訪外客Inbound Tourism + ②自国民の外国旅行Outbound Tourism

#### 2) 国民観光National Tourism

②自国民の外国旅行 Outbound Tourism + ③国内観光Domestic Tourism

#### 3) 内国観光Internal Tourism

①来訪外客Inbound Tourism + ③国内観光 Domestic Tourism

内国観光は新たに追加された用語で、GDPの概念に対応し、TSAにはこの概念を使用することになる。

### 観光客の現行定義

全ての旅行者が観光客ではないから、観光統計を作成するためには、統計の対象とする観光客の範囲とそれぞれの定義を決めなければならない。既述のとおり、最初は国際観光統計のための定義のみで、国内観光客の定義は存在しなかったが、1995年のマニュアルでは、観光客とは「通常居住する環境 Usual Environmentの外へ旅行する者であって、その滞在期間が1泊以上Overnight、1年未満、目的地で報酬を得ることを主たる活動としない者」とされた。これはインもアウトも国内観光に共通した観光客を含む定義であり、「国際観光客」は通常居住する環境を「国」と読み替えればよく、「国際観光客」は「国内観光客」とともに「観光客」を構成する一項目に過ぎなくなった。言い換えれば、国内観光についても来訪外客に準ずる統計を作成することを勧告しているのである。なお、この新定義の採用に際し、国際観光で使われてきた24時間未満の来訪客Excursionistは、国内観光に合わせて日帰り客Same-day visitorと変更された。

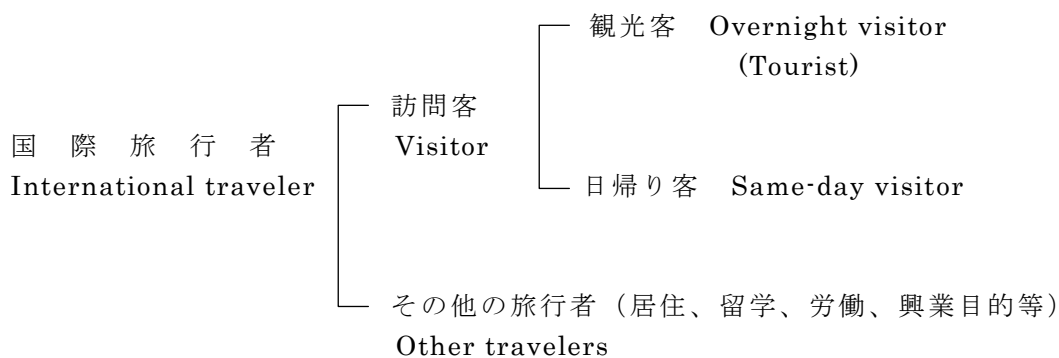
## 3. 来訪外客統計の現状

3種の観光統計のうち、早くから行われ、共通の基盤をもつのは来訪外客統計

のみである。1950年代以降、各国が毎年「出発国別来訪外客数」と「国際旅行収支統計」をUNWTOに報告してきている。来訪外客統計以外の「自国民の外国旅行」と「国内観光」については、今なお新ガイドライに沿った統計を実行している国はごく少数で、大半の国にとってはこれからの課題である。しかし、統計の内容や手法については来訪外客と同様の扱いが奨励されているので、ここでは来訪外客統計について概観する。

### 来訪外客の定義と分類

上述のとおり、1995マニュアルで来訪外客固有の定義はなくなり、訪問客の共通の定義の「通常居住する環境」を「国」と読み換えて「通常居住する国以外の国へ旅行する者であって、その滞在期間が1泊以上Overnight、1年未満であり、目的国で報酬を得ることを主たる活動としない者」(International tourist)となった。国境を越える24時間未満の訪問客は日帰り客(same-day visitor)と名称を変え、両者を合わせたものが国際訪問客(international visitor)である。下図はそれらの関係を図示したものである。



訪問客Visitorでない「その他の旅行者」Other travelersとは、時間による限定（1年以上滞在する者を除く）と旅行目的による限定（目的国で収入を上げること主たる目的とする者を除く）のみであるから、「訪問客」には狭義の観光目的の旅行者のみならず、業務目的の旅行者、知人友人訪問者、航空機や船舶の乗務員など広範な旅行者が含まれる。そのうち1泊以上滞在するものが「観光客」となる。それでも、マニュアルに言及・定義されている「その他の旅行者」として、5つのカテゴリーの合計17種の旅行者がリストアップされており、「観光客」から除外すべき旅行者の決定までに徹底した議論が行われたことを窺わせる。

### どのようなデータを収集するか

マニュアル④「観光統計のデータ収集と統計表の作成」は、来訪外客、自国居住者の外国旅行、国内観光、および観光消費額のそれぞれの基礎データの収集方法について解説している。その中の「来訪外客」についてみると、収集したい情報は以下のとおりである。これらの項目を全部調査するという意味ではなく、そ



それぞれの国がマーケティング目的などを勘案して必要事項を調査すればよい。項目を見れば、ヨーロッパのように車やバスで移動できる国際旅行をも想定していることが窺われる。なお、同種の表が他の2種の統計についてもそれぞれ作成されている。

#### 来訪外客の属性に関する情報

1. 居住国
2. 居住の州、市など
3. 国籍
4. 性別
5. 年齢又は生年月日
6. 教育程度
7. 経済活動の資格
8. 職業
9. 雇用の産業分野
10. 婚姻関係
11. 家族構成
12. 同居家族の人数
13. 家計収入

#### 当該旅行に関する情報

1. 直前の出発地（入国前滞在地）
2. 出発後の目的国
3. 旅行全体の日数
4. 滞在日数
5. 旅行距離
6. 旅行目的
7. 使用交通機関
8. グループ同行者数
9. 同行者の構成
10. 訪問国内の訪問地
11. 利用宿泊施設
12. 旅行月（最後の日が属する月）
13. 旅行の手配
14. 行動内容（参加活動）
15. 初めてかリピーターか
16. 旅行準備期間
17. ウィークエンド旅行か否か
18. 訪問国内での消費額

来訪外客統計マニュアルは、従来からの入国Arrival統計に加えて、「抽出調査Sampling survey」を採用もしくは追加することを勧め、国際比較を念頭に調査項目の整理と精度の高い調査方法を追究したものである。そのためまず全体の調査企画として、①調査方針に従って調査項目を決定する、②既存の入出国データを評価evaluateする、③入出国データで得られない情報を抽出調査によって収集する、ということになる。入出国管理の副産物による統計だけでは実態の把握に不十分で、これを補う抽出調査の実施のために、UNWTOが調査モデルを提供し、各国が共通の項目、共通の収集法を採用することによって、比較可能性を高めようとするものである。

日本の場合は島国ゆえに入出国管理が容易なので、EDカード（入出国時記入カード）によって国籍、性別、年齢、入出国港、その他前記の「訪問客の属性に関する情報」をある程度得ることが出来る。それ以上のデータ、とくに「当該旅行に関する情報」については、JNTO（日本政府観光局）が外客の出国時の抽出調査により「訪日外客訪問地調査」「訪日外客消費額調査」「訪日外客実態調査

（外国人旅行者の日本についてのイメージや満足度などの調査）」などで追加の情報を収集してきている。

来訪外客による消費額については、中央銀行決済（IMF）方式による間接統計では不十分で、新しい消費額統計が提案されている。

### 収集の場所：国境統計と宿泊施設統計

次の問題は一次データをどこで収集するかである。現時点では、島国ないし半島国家で入国経路が限定しやすい国や、厳しい国境管理が行われている国では国境調査を採用し、陸の国境が解放的でチェックが困難な国々では、宿泊施設へのチェックインによって収集する国が多い。マニュアルは国境での収集を勧め、空港、海港の待合室、および／または陸路国境において、入国時でなく出発時の面接調査ないし調査表配布法などを推奨している（予定ではなく実際の行動を把握できるから）。出国地点が多すぎる場合は、調査地点を選定した上でサンプリング調査を実施する。

ちなみに、JNTOの2009年版「日本の国際観光統計」には、世界164カ国・地域の日本人観光客受入数の表が掲載されているが、これによると、西ヨーロッパ主要17か国のうち7カ国が国境統計（FrontierのFで表示）、10カ国が宿泊施設統計（統計対象の宿泊施設の範囲によりAA、HAなどで表示）を採用している。国境統計の7カ国は島国のイギリス、アイルランド、と、半島国家で入国経路が限定しやすいイタリア、スペイン、ギリシャ、ノルウェーであり、例外はフランスである。フランスは1998年まで宿泊施設統計であったが、1999年以降国境での抽出調査に切り換え、2002年のユーロ導入によってEU諸国からの来訪客の観光消費額が計量不能になったのを機に、2004年から消費額調査を含む新しい来訪外客調査（EVE）を開始した。これは外客の帰国時に国境で面接調査によって実施するものである。

宿泊施設統計の場合、宿泊施設の協力が不可欠であるほか、①どこまでの施設を統計対象とするかが問題、②同一人が国内の複数個所で宿泊すると、重複してカウントされるのを防ぐことが出来ない、③「日帰り観光」「友人知人宅での宿泊」「登録外の施設に宿泊」といった旅行者は把握できない、など実態を正確に反映しないという欠点がある。将来的にはヨーロッパ諸国も、フランスのように国境での抽出調査に切り替えるかもしれないが、いずれにしても宿泊施設統計は、国内観光調査など別の意味でも有用であり、他と組み合わせて利用されることになるだろう。

### 国籍別統計と居住国別統計

来訪外客がどこから来たかを表す場合、「国籍」でとるか「居住国」でとるか、2通りある。例えば、出発国を「本籍」で見るか「現住所」で見るかの違いである。本籍と現住所が同一の比率が高ければどちらであってもそれほど大きな相違はないが、移住や1年以上の外国滞在者が増えて、国籍と居住国のずれが大き

くなると統計の内容に差が出てしまう。西ヨーロッパでは早くから国籍と居住国が交じり合う度合いが高かったから、相互の来訪客を国籍で集計するのは不適切と考えられ、イタリア以外は全て居住国別統計を採用している。逆に近年まで移住の出入りが厳しく管理されていた東欧諸国は全て国籍統計であり、アジア、アフリカ、中南米諸国は国籍別と居住国別が半々、北米3国は全て居住国別である。どちらにするかは当該国の入出国管理の方針ともからむが、UNWTOのガイドラインは、観光統計の主たる目的は経済効果の測定にあるとして、居住国別統計を奨励している。

日本の場合には国籍別統計であり、来訪外客についてはそれほど大きなずれはなさそうである。しかし、日本人の海外旅行については、相手国の統計が国籍別か居住国別かで相当大きな差が出て来る。例えば外務省の資料では、英国在住の日本人（日本のパスポート保持者）は63,000人、ドイツ在住者37,000人、フランス在住者30,000人などとなっている。この人たちが居住国以外の西欧諸国を旅行すると、それぞれイギリス人やドイツ人、フランス人が旅行したことになって日本人が旅行したことにはならない。他方、彼らが国籍別統計を採用している東欧諸国やアフリカの国に行けば、在欧の日本人が全部日本人とカウントされる。このことは近隣アジア諸国の場合も同じで、居住国別統計のフィリピン、香港、台湾、マカオ、インドネシア、シンガポールでは在外日本人は含まれない（居住国からの来訪客となる）のに、中国、韓国、ネパール、モンゴルなどの国籍別統計の国では、日本人ならどこに住んでいても日本人客数に含まれる。このことは観光統計を見るときに注意すべき点の一つである。

なお、前述の「日本の国際観光統計」の日本人客数の統計表には、注として国籍別統計はN=Nationality、居住地別統計はR=Residenceと表示されている。

#### 4. 来訪外客統計以外の諸統計

来訪外客については、発展途上国を含む全ての国が外貨収入源として関心を持っているから、精粗はともあれ来訪外客統計と国際観光収支統計をともに作成しているが、自国民の外国旅行統計と国内観光統計については、関心の持ち方に差が大きい。国によっては巨額のコストかけて実施するメリットを感じていない国もあるし、途上国では自国民の外国旅行や国内観光が未成熟で対象になりにくい。マニュアル発行後10年以上経ても、まだこれに沿った統計を作成している国がごく一部にとどまっている理由である。

#### 自国民（居住者）の外国旅行統計

入出国管理によって出国者数は集計できるが、出国後の行動は把握できない。マニュアルには来訪外客と同様の情報収集項目が列挙されており、各国がそれぞれ抽出調査によって補強することを期待している。ヨーロッパの様に陸続きの国では、やるとすれば抽出調査しかないから、質問表の構成によって様々な情報を同時に収集することが可能であろう。緊急度が高いとはいえないが、マニュアル

では、各国がそれぞれ自国の外国旅行者の実態を調査し、個別に、或いはUNWTOを經由して情報を交換し合う体制が築かれることが望ましいとしている。

日本人の海外旅行（アウトバウンド）統計はパスポートに基づく入出国管理統計であり、月別・出港地別の出国数と年齢別・性別出港者数を発表しているほか、前述のとおり、外国の発表する日本人客受入数をまとめて「各国・地域別日本人訪問者数」を作成している。2001年以前は日本人用のEDカードで「主要渡航先」の記載を求め、その集計を発表していたが、このEDカードが廃止されて、2002年以降の統計では日本側発表の渡航先統計はなくなった。目下、観光庁で観光統計改善の試みが精力的に行われているが、海外旅行統計については、まだ検討の日程に上っていないようである。

### 国内観光統計

国内観光は自国内で生じた所得を自国内で消費する行動であり、国際観光に比べれば関心が低く、長らく国際比較を可能にする統計への要請はなかった。しかし、観光産業が自国の経済成長に果たす役割が大きくなるにつれて、その実態の統計的把握が大きな課題となってきた。UNWTOは国内観光に関する精度の高い統計への要請の高まりに対応して、前述の「国内観光統計マニュアル」を作成し、調査企画の作成、サンプリングの仕方、質問表の内容に至るまで具体的に提案している。すでに西欧諸国では全国民を母集団とする旅行調査を行っている。観光産業の経済的効果の計測のためには不可欠の統計であるので、今後UNWTOのマニュアルや先進国の事例を参考にして、多くの国が消費額を含む国内観光統計を実施することが期待されている。

日本の場合は、従来（社）日本観光協会が長年継続して「観光の実態と志向：国民の観光に対する動向調査」を実施してきている。詳細なデータを収集し、有用な統計ではあるが、他の民間調査機関の調査を含め、UNWTOが要請するタイプの統計ではないので、後述するように観光庁が国際基準に沿った国内観光統計を準備中である。

### TSAと観光消費額調査

既述のとおり、3種の観光客統計のそれぞれについて「消費額調査」を行うよう勧告されている。とくに来訪外客と国内観光の消費額については、国の観光GDP（TSA）作成のために欠かせない統計である。標準産業分類に「観光産業」という名の産業は存在しないから、観光産業のアウトプットを知るためには、他産業による生産額のうち観光客に起因する分だけを分離する必要がある。しかし、供給側の統計だけでは推計できず、観光客から提供される消費額の情報を組み合わせて合成するという複雑で困難な作業を行うことになる。

日本でも、TSA作成を目的として国土交通省が2000～2004年度の5年間にわたって「旅行・観光産業の経済効果に関する研究」を行い、2005年3月には「旅行・観光消費動向調査結果と経済効果の推計」を発表した。その後「観光統計の

整備に関する検討懇談会」を設置して研究と試作を続け、2010年3月に同懇談会の「観光消費額統計分科会報告書」によってこれまでの成果を報告した。同報告書によると、2010年度から本格的なTSA作成を開始することである。なお、日本の観光統計については、観光立国の方針を立てると同時に、観光統計全般に係わる現状調査を実施し、2005年8月に「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」をまとめ、これに基づいて精力的に観光統計の改善に取り組んできた。その成果は「観光統計の整備に関する検討懇談会報告書」（2010年3月）の形で発表され、今後の方針が明らかにされたばかりである。

## 5. 観光統計の新時代へ（むすび）

2009年4月、UNWTO主催の第5回国際観光統計会議がインドネシアのバリ島で開催された。この会議はオタワ会議（1991）を第1回とし、ニース（1999）、バンクーバー（2001）、イグアス（2005）のあとに続く第5回目の統計専門家会議であり、観光以外の多くの国際機関の専門家が参加した。会議の目的は三つあった。第1が「観光統計に関する勧告1993年」を改定する「観光統計に関する国際勧告2008」International Recommendations for Tourism Statistics 2008 (IRTS-2008)の批准の推進である。「IRTS-2008」に掲載されている新旧比較表を見ると、改正点は18項目に及んでいる。観光客の行動内容と観光産業の定義・分類を改正し、補強し、完成度を高めているほか、注目すべき点は、旧勧告では言及されていなかった「観光と雇用」「観光と国際収支」「国内の地方観光」「持続可能な開発」などの諸課題と観光統計を関連づける新しい項目が加わったことである。「国際勧告」(IRTS-2008)は、長期間に亘る関係国際機関およびカナダやフランスを始めとする先行国グループの研究と実験を集大成し、観光統計の体系をひとまず完成したとみられるものである。

第2は「TSAの作成指針2000」の改定新版Recommended Methodological Framework (TSA-RMF 2008)の採択である。改訂新版は現時点での最善の成果であるとはいえ、まだTSA創設の出発点に過ぎないとされ、今後さらに改善・修正が加えられていくことを予想している。TSAの作成は義務ではないが、各国がその意義と作成のプロセスを理解することが大切であるとして、各国が自国経済における観光産業の評価と位置づけを行う一助となることを期待している。

第3は、観光による雇用創出の計測への取組みを開始することであった。TSA作成のためには、サービス労働の実態に踏み込まざるを得ず、バリ会議の名称のサブタイトルに「観光は雇用創造のエンジン」Tourism: An Engine for Employment Creationと付されていることから窺われるように、今後の観光統計の最大課題のひとつが雇用に係わるものであることをアピールするものでもあった。同会議は、観光統計を観光関係者中心の関心事から、マクロ経済の諸指標のひとつに格上げしようとする意思表示となった。

とはいえ、先行きを楽観しているわけではない。上記統計会議の概要報告によれば、2001年には44カ国がTSAの試行に着手し、2007年には70カ国に達してい

るが、内容・精粗がばらばらで、まだ国際比較に耐える段階には至っていないとしている。

UNWTOは、TSA創設を今後の最重要事業のひとつと位置づける一方、「アジェンダ2010」と名づける5項目のミニマム・ターゲットを公表した。例えば、①2010年代に加盟国の3分の2が「新勧告2008」(IRTS-2008)に沿った観光統計を作成する、②3分の1以上が「TSA作成勧告」(TSA-RMF 2008)に沿ったTSAを作成する、③3分の1以上がUNWTOとILOが協力して作成するガイドラインに沿った観光雇用に係わるデータを提供する、などが掲げられている。

2008年には国民経済計算(SNA)基準(1993)が改定された。新基準SNA-2008のサテライト・アカウントの項目には、健康、教育、環境などと並んで「観光」についても言及されている。観光産業に新しい展望が開け、観光産業に対する政官財のリーダーの認識も高まるであろうとの期待が高いが、行く手にはまだ難題が山積しているようである。

#### **[主要参考文献]**

1. A. マリオッティ「観光経済学講義」(国際観光局訳)橘書院、1928
2. F. W. オギルヴィエ「ツーリスト移動論」(国際観光局訳)、1933
3. 春田哲吉「パスポートとビザの知識」有斐閣選書、1994
4. JNTO「国際観光白書」2009版
5. JNTO「日本の国際観光統計」2009
6. (社)日本観光協会「観光の実態と志向」2008版
7. 国土交通省資料
  - 1) 「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」2005年8月
  - 2) 「観光統計の整備に関する検討懇談会報告書」2010年3月
  - 3) 「観光統計の整備に関する検討懇談会観光消費額統計分科会報告書」2010年3月
8. UNWTO(世界観光機関)の資料
  - 1) Concepts, Definitions and Classifications for Tourism Statistics、1995
  - 2) Collection of Tourism Expenditure Statistics、1995
  - 3) Collection of Domestic Tourism Statistics、1995
  - 4) Collection and Compilation of Tourism Statistics、1995
  - 5) Tourism Satellite Account(1) Measuring Total Tourism Demand、2000
  - 6) Tourism Satellite Account(2) Measuring Tourism Supply、2000
  - 7) Measuring Visitor Expenditure for Inbound Tourism、2003
  - 8) International Recommendations for Tourism Statistics、2008
  - 9) Tourism Satellite Account ; Recommended Methodological Framework、2008